

「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。）による障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い指定障害福祉サービスの事業等の指定基準等につきまして、都道府県が定めることとされました。

それに伴いまして、本県におきましても、「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を平成 24 年 12 月 21 日に公布し、平成 25 年 4 月 1 日より施行することとしております。

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、従来、厚生労働省が定めることとしていた指定障害福祉サービスの事業等及び指定通所支援の事業等の指定基準等について県の条例で定めることとされたところであります。

これに伴い、「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定しました。

2 制定の概要

「非常災害対策」及び「記録の整備」に県の独自基準を盛り込み、その他の基準については、国の省令通りとなっております。

3 対象サービス及び施設

- ・ 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
県内（政令市・中核市除く）の指定障害福祉サービスの事業、指定障害者支援施設、障害福祉サービスの事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者支援施設
- ・ 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
県内（政令市除く）の指定通所支援の事業、指定障害児入所施設

4 留意事項

（1）県独自の基準について

- ・ 非常災害対策について

東海地震、東南海・南海沖地震の想定区域である本県の実情に備えて、障害福祉サービス事業者等は、障害特性に応じた必要な設備を設けるとともに、従来策定が義務づけられていた非常災害に関する計画について地震、風水害、火災等に備えた計画を策定することを例示をしました。

また、非常災害時に備えて、日頃からの市町村、社会福祉施設、地域住民や他の障害福祉事業者等との連携協力体制を整備することを努力義務として追加しました。

なお、非常災害に関する計画については、施設利用者の障害特性を十分理解し、配慮した計画を策定することとしております。

- ・ 記録の整備について
指定障害福祉サービス等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存することとしました。
- ・ 申請者の要件
申請者の法人格の有無に係わる基準を県で定めることとなったことに伴い、申請者を法人であることを明記しました。（病院又は診療所により行われる療養介護、短期入所及び医療型児童発達支援を除く。）

(2) 県独自の基準以外の基準について

国省令通りとなるため、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」等及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準について」を参考にしてください。

5 施行期日

平成25年4月1日

6 条例

下記のアドレスにて条例全文記載の公報（平成24年12月21日第2940号）を掲載しておりますのでご参考にしてください。

公報掲載ページアドレス：<http://www.pref.aichi.jp/homu/kofu/>